

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

平成27年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「当村からの郵送」(または「当村窓口でのお引渡し」となり、有効期限は平成29年7月31日までとなります。(ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方や、所得の更正及び世帯構成の変更により負担割合が変更になる方については、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。)

現在お使いの被保険者証は、平成27年8月1日以降に当村の後期高齢者医療担当窓口に返還していただぐか、裁断のうえ確実に破棄してください。(郵送による返還もできます。)

- 交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら当村窓口にお申し出ください。
- 平成26年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成27年7月31日が有効期限ですが、平成26年中の所得状況等により、平成27年度も引き続き認定される方には、新しい認定証(有効期限は平成28年7月31日まで)が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成27年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、手続きしてください。

○ 平成27年度の保険料について

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

- 保険料の決まり方(年額)

[被保険者全員が納める額]	[所得に応じて納める額]	
均 等 割 額	+ 所 得 割 額	= 青森県の保険料(限度額57万円)
(40,514 円)	(基礎控除後の所得×所得割率(7.41%))	

※ 基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

○ 保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合は、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○ 保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

その他ご不明な点は、東通村税務住民課 国民健康保険グループまたは
青森県後期高齢者医療広域連合(Tel017-721-3821)までお問い合わせください。